

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第128号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、同条例別表第2(3)の項に掲げる手数料（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。）」を削り、同条第2号中「行財政局税務部納税推進課、」を削り、「市税事務所市民税室」の右に「、市税事務所納税室、市税事務所税務センター」を加え、同条第3号中「行財政局税務部納税推進課」を「市税事務所納税室」に改め、同条第4号中「区役所又は区役所支所」を「市税事務所市民税室又は市税事務所税務センター」に改め、同条中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「行財政局税務部納税推進課、区役所、区役所支所」を「市税事務所納税室、市税事務所税務センター」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「区役所又は区役所支所」を「市税事務所税務センター」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京都市証明書等手数料条例別表第2(3)の項に掲げる手数料（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。） 市税事務所市民税室、市税事務所税務センター、区役所、区役所支所、区役所出張所又は証明書発行コーナー

第4条中「については、」を「おける」に、「第39条第1項中」を「第39条第1項の規定の適用については、同項中「収納金日計報告書（第11号様式）」とあるのは「収納金日計報告書（第11号様式）又は別に定める報告書」と、」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替えて、同条の規定を適用する」を「する」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会計室)